

非開示事由・利用制限事由の比較(高知県情報公開条例、情報公開法、独立行政法人情報公開法、公文書管理法、公文書管理条例)

資料 2 - 3

行政機関・独立行政法人等の文書		高知県情報公開条例(第6条第1項)	行政機関情報公開法	独立行政法人情報公開法	公文書管理法	鳥取県	島根県	香川県	熊本県	高知県公文書管理条例(事務局のたたき台)
	法令秘に関する情報	第1号 ○法令又は他の条例(以下「法令等」という。)の規定により開示することができないとされている情報	×	×	×	○	×	○	○	○
	個人に関する情報	第2号、第5号	○	○	○	○	○	○	○	○
	非識別加工情報	×	○	○	×	×	×	×	×	×
	法人等に関する情報	第3号	○	○	○	○	○	○	○	○
	国の安全等に関する情報	×	○	○	○	×	×	×	×	×
	公共の安全等に関する情報	第4号	○	○	○	○	○	○	○	○
	審議・検討等に関する情報	第6号イ	○	○	×	×	×	×	×	×
	事務又は事業に関する情報	第6号アイウ	○	○	第16条第1項第1号ロ、第2号ロ ○監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ ○独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれのみを制限事由とする。	○公文書管理法と同様	○公文書管理法と同様	○公文書管理法と同様	○公文書管理法と同様	○公文書管理法と同様
	任意に提供された情報	第7号 ○県の機関からの要請を受けて、開示しないとの約束の下に、個人又は法人等から県の機関へ提供された情報であって、開示することにより、当該個人又は法人等と県の機関との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれることが明らかなもの。ただし、当該情報が一般的に公表されないものであること等、当該約束の締結が状況に照らし合理的であると認められる場合に限る。	×	×	×	×	×	○	×	○
各機関との合意において、利用の制限を行うこととした文書					○(行政機関を除く国の機関及び刑事訴訟文書に限る。)	×	○	○	○(刑事訴訟文書に限る。)	○(刑事訴訟文書に限る。)
一定期間公にしないことを前提に寄贈・寄託された文書					○	○	○	○	×	○(寄贈・寄託を受けない。)
原本を利用に供することにより破損・汚損のおそれがある文書、公文書館で現に利用している文書					○	○	○	○	○	○